

令和4年度 第1回 教育研修会

歯科特殊健診

問合せや依頼があった際の対応

歯科特殊健診においては、令和2年12月に厚生労働省から「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」が通達されました。また、本年4月に公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が10月1日より施行され、歯科特殊健診を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、健診結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければなりません。

この研修会では、歯科特殊健診概論と歯科医師会等で問合せや依頼に対してどのように対応しているのか事例をご講演していただきます。歯科特殊健診の窓口の1つとして、対応システム構築や運用・管理の参考になる内容ですので、是非ともご参加ください。

令和4年 9月3日(土) 19:30~21:30

@Zoom ウェビナー

<講演内容>

- | | | | | |
|------------|----------|----|----|----|
| ・ 歯科特殊健診概論 | | 矢崎 | 武 | 先生 |
| ・ 事例紹介① | 奈良県歯科医師会 | 木虎 | 孝文 | 先生 |
| ・ 事例紹介② | 茨城県歯科医師会 | 戒田 | 敏之 | 先生 |
| | 茨城県歯科医師会 | 北見 | 英理 | 先生 |

■対象 歯科医師

■定員 300名程度（応募者多数によりご参加できない場合にのみご連絡いたします）

■申込方法 お申込みは当協議会ホームページから
詳しくはホームページをご覧ください。

<https://rodoeisei.com/seminar/>

■申込締切 令和4年8月31日(水)

■問合せ先 日本労働衛生研究協議会 事務局（沼田）

TEL:088-843-4182 Mail: ugurusushika2010@gmail.com

